



2025 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ
代表者名 代表取締役社長 青井 浩
(コード番号 8252、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 長棹 淳
(TEL 03-3384-0101)

第 89 回定時株主総会議案に関する ISS レポートを受けての当社見解および補足説明について

2025 年 6 月 25 日開催予定の第 89 回定時株主総会に付議する第 5 号議案「一般財団法人ソーシャル・イントラプレナー（社内起業家）育成財団（以下、「本財団」といいます。）の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」（以下、「本議案」といいます。）に対して、議決権行使助言会社 Institutional Shareholders Services Inc.（以下、「ISS 社」といいます。）が、反対推奨するレポート（以下、本レポートといいます。）を発行しました。

つきましては、株主・投資家の皆さまに改めて本議案に関する当社の見解を十分にご理解いただき、議決権を行使いただきたく、下記のとおりご説明申し上げます。

記

1. ISS 社反対推奨の内容

ISS 社は本レポートにおいて、本議案について、本財団の活動が当社にどのような影響をもたらすのかが不明確であり、また、本財団が当社株式の配当収入を活動原資とすることの利点について示していないことを反対推奨の理由としています。

2. 当社の見解および補足内容

＜本財団設立の背景＞

当社は、「すべての人が『しあわせ』を感じられるインクルーシブな社会を共に創る」ことをミッションに掲げ、すべてのステークホルダーの「利益」と「しあわせ」が重なる部分を企業価値と定義し、ビジネスを通じた社会課題の解決と利益の両立をめざしています。

これまで当社は、社外の起業家との共創投資によりイノベーション創出をめざしてきましたが、イノベーションを生み出す人材には、「起業家」と「社内起業家」の 2 種類があると言われています。また、将来世代の働き方に関する調査では、将来への不安から安定を求める一方

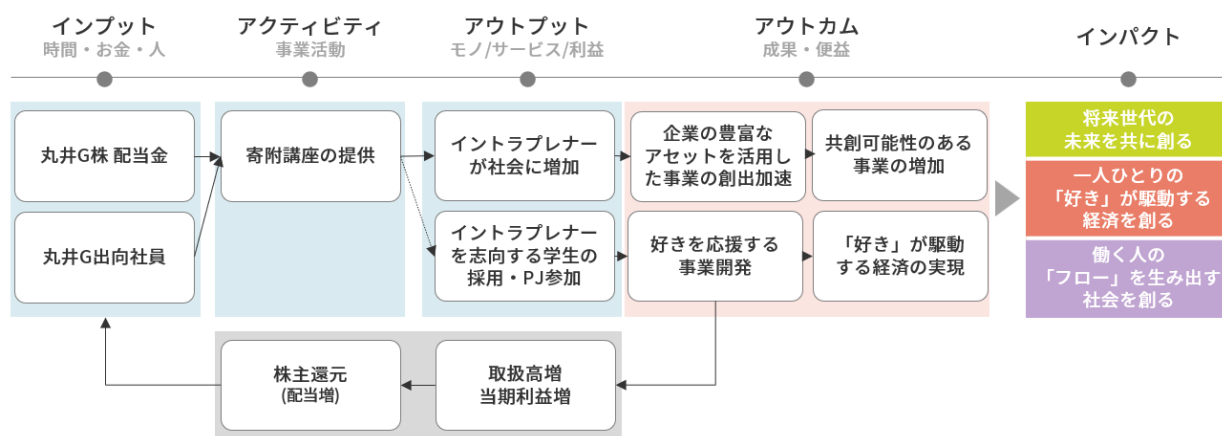
で、社会課題の解決に挑戦したいという意欲も見られ、安定と挑戦の両立を重視していることがうかがえます。

こうした背景を踏まえ、今後は共創投資に加えて、社内起業家による事業創出に取り組みます。そのために、「会社にながら社会を変えられるソーシャル・イントラプレナー（社内起業家）」という新たな働き方を推進します。これは、企業に所属しながら自社の経営資源を活かし、社会課題の解決をめざす取り組みです。企業のアセットを活かすことで、起業と比べて早期にソーシャルインパクトを創出できるほか、経済的・心理的な安全性を保ちながら挑戦することが可能です。こうした働き方は、将来世代の価値観とも親和性が高く、持続可能な社会と経済の発展に貢献すると考えています。

<企業価値への貢献>

本財団は、ソーシャル・イントラプレナーの育成を目的に、将来世代を対象とした教育・啓発活動を展開する予定です。まずは国内の大学において寄附講座の開設を検討しており、これを通じて社会におけるイントラプレナー人材の裾野を広げてまいります。イントラプレナーの増加により、様々な企業における事業創出が加速され、当社との共創が可能な事業も拡大することが期待されます。その結果、当社が掲げるインパクトの実現に貢献することとなります。

さらに、イントラプレナーを志す学生が当社に入社、あるいはプロジェクトに参加することで、事業創出が促進され、企業価値の向上にもつながるものと考えております。



なお、本財団の活動によって、将来的には 600 億円を上回る株主価値の創出をめざします。

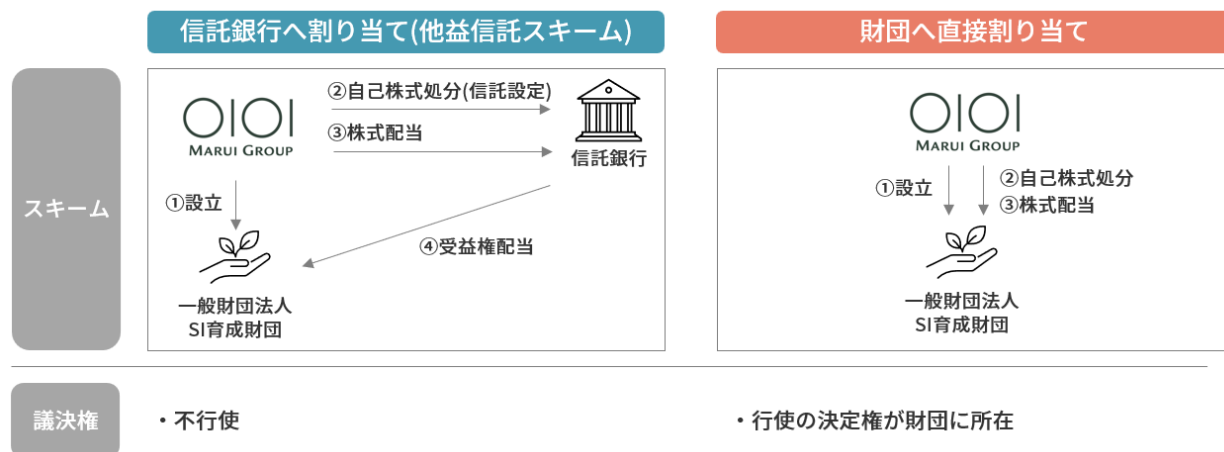
■ 試算の前提

- ・ 寄附講座等の活動により、5年間で約1万人のイントラプレナーを創出、うち1%(100人)が当社へ入社
- ・ 入社した100人が、200億円の売上を創出、営業利益率20%と仮定
- ・ 現時点のPERを乗じて、時価総額へのインパクトを試算



＜自己株式処分のスキーム＞

本財団がその目的に沿った活動を継続的かつ安定的に行うため、当社は三井住友信託銀行株式会社を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」）を設定し、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行は、本信託に係る信託財産として、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。なお、本自己株式の処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じて行使しないものとします。



＜処分条件等の合理性＞

処分株式数は 1,700,000 株であり、希薄化の規模は 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 208,660,417 株に対して 0.81%（同日時点の総議決権個数 1,807,936 個に対する割合 0.94%、ともに小数点以下第三位を四捨五入）であり、株式市場への影響は軽微であると考えております。

また、2025 年 5 月 13 日付の「自己株式の消却に関するお知らせ（会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）」において公表のとおり、同年 5 月 30 日に 2,500 万株の自己株式を消却しております。

さらに、同日公表の「経営ビジョン&戦略ストーリー2031」においては、2031 年 3 月期までに、小売事業の資本最適化を目的とした 300 億円の自己株式取得を計画しております。

加えて、同日公表の「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」において公表のとおり、2025 年 11 月 15 日までの期間において、将来の収益性が株価に十分に織り込まれない場合に対応するため、200 億円の取得枠を設定しております。

これらを総合的に勘案し、本自己株式の処分による希薄化の規模については合理的であると判断しております。

＜本財団が当社株式の配当収入を活動原資とすることの利点＞

本財団の目的を実現するためには、企業や教育機関等との連携のもと、継続的に取り組むことが不可欠であると考えています。そのため、継続性・発展性・株主価値の観点から、本財団を設立し、当社株式の配当金を原資として活動することが最適であると判断しました。

まず継続性の観点では、企業活動や寄付金を原資とする場合、経営環境の変化により支出額が左右され、安定的な活動の継続が難しくなる可能性があります。一方、非営利法人である本財団がDOEを指標とした当社株式の配当を原資とすることで、長期的かつ安定的な運営が可能になります。

次に発展性の観点では、営利企業では事業性に縛られ、活動に制約が生じるおそれがありますが、利益追求を目的としない法人として運営することで、目的達成に必要な幅広い活動が可能になります。

最後に株主価値の観点では、企業活動や寄付金を原資とする場合、一時的な経費増や利益減少を伴い、構造的に株主利益と相反する可能性がある点は否めません。しかし、配当収入を原資とすることで、業績向上に伴う長期安定的な増配が、本財団の活動原資の拡大につながる構造となり、企業価値向上という目標を他の株主・投資家の皆さまと共有することが可能になると考えています。

	財団設立 (配当収入)	企業活動 / 財団設立 (寄付金)
継続性	・ 非営利法人かつ、DOEを指標とした当社の配当を原資することで、長期安定的な活動が可能	・ 経営環境の変化等が支出金額に影響を及ぼし、継続的な活動を担保出来ない
発展性	・ 利益追求が目的でない法人として活動することで、ステークホルダーを巻き込んだ活動が容易	・ 営利企業として事業性に縛られ、活動内容に制限が生じる可能性が排除できない
株主価値	・ 業績の向上に伴う長期安定的な増配が、財団の活動原資増加となる構造となり、企業価値向上という目標を他の株主と共有可能	・ 活動原資増加には、経費増加・利益減少が伴い、構造的に株主の利益と相反する可能性

＜関連資料＞

- ・ [一般財団法人「ソーシャル・イントラプレナー（社内起業家）育成財団」の設立ならびに第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ](#)
- ・ [経営ビジョン&戦略ストーリー2031](#)
- ・ [自己株式の消却に関するお知らせ（会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）](#)
- ・ [自己株式の取得枠設定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）](#)

以 上